

鏡石町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鏡石町耐震改修促進計画（平成20年3月7日制定）に基づき、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防止するため、耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対しその経費の一部を助成するため予算の範囲内で交付する補助金に関し、鏡石町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年鏡石町規則第3号。以下「規則」という。）のほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）（財団法人日本建築防災協会発）に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する住宅の安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章若しくは第5章の4又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に規定する基準をいう。
- (3) 上部構造評点 建築物の各階及び各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (4) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強又は改修する工事をいう。
- (5) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強又は改修する工事をいう。
- (6) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。
- (7) 現地建替工事 耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第211号）による改正後の耐震基準（以下「現行基準」という。）を満たす住宅を新築するものをいう。
- (8) 避難路沿道 鏡石町耐震改修促進計画に位置付けられた避難路等の沿道をいう。
- (9) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存する次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅とする。ただし、町長が特に必要と認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。
- (2) 所有者が自ら居住している一戸建ての専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部

分の床面積が延べ面積の2分の1以上であるものに限る。)

- (3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築された地上階数が3以下のもの
- (4) 耐震診断により耐震基準に適合していないと診断されたもの。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象にならないもの。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの。
- (7) 避難路沿道に存するもの（現地建替工事に限る。)
- (8) 省エネ基準に適合すること（現地建替工事に限る。)

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 対象住宅の所有者（共有の場合は、共有者の全員から選任された代表者1人）であること。
- (3) 対象住宅の所有者（共有者を含む。）が町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（以下「鏡石町税等」という。）を滞納していないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が設計及び工事監理をする対象住宅の一般耐震改修工事、簡易耐震改修工事、部分耐震改修工事（以下「耐震改修工事」という。）又は現地建替工事とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 一般耐震改修工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、1,000,000円を限度とする。
- (2) 簡易耐震改修工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、600,000円を限度とする。
- (3) 部分耐震改修工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、600,000円を限度とする。
- (4) 現地建替工事 補助対象経費の額の5分の4以内とし、1,000,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事に着手する前に鏡石町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 次に掲げる耐震改修工事施工計画に関する書類

- ア 現況及び耐震改修工事施工後の案内図、配置図及び平面図
 - イ 補強計画図その他の耐震改修工事の方法を示す図書
 - ウ 耐震改修工事施工後の耐震診断の総合評価書(建築士の記名押印のあるものに限る。)
- (3) 補助対象経費その他経費が分かる耐震改修工事費の見積書
 - (4) 登記事項証明書その他の対象住宅の所有者であることを証する書類
 - (5) 住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証する書類
 - (6) 対象住宅の現況の全景を撮影した写真
 - (7) 鏡石町税の納付状況の調査に対する同意書(第2号様式)
 - (8) 収支予算書(第3号様式)
 - (9) その他町長が必要と認めて指示する書類
- (補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、その可否を決定しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、鏡石町木造住宅耐震改修促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。
(工事の着手)

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに当該決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に着手しなければならない。
(補助金の交付条件)

第10条 補助金の交付の条件は、規則第5条第2項第1号から第4号までに定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
 - (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (工事の中間確認)

第11条 補助事業者は、主な耐震補強箇所を目視できる時期に建築士の確認を受け、鏡石町木造住宅耐震改修促進事業中間確認報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 着工から前項の規定による建築士の確認までの施工写真
 - (3) 確認済証の写し(建築確認が必要なときに限る。)
- 2 町長は、前項の規定による報告があった場合、速やかに補助事業の施工の内容について確認(以下「中間確認」という。)を行うものとする。
 - 3 町長は、前項の規定による中間確認を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合は、補助事業者に対し、補助事業を適切に行うよう指示するものとする。この場合

において、補助事業者が当該指示に従わないときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(内容変更等)

第12条 補助事業者は、規則第5条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、鏡石町木造住宅耐震改修促進事業変更承認申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更する内容を表した図書
- (2) 変更後の耐震診断の総合評価書(建築士の記名押印のあるもの)
- (3) 変更工事見積書

2 補助事業者は、規則第5条第2項第2号の規定による中止又は廃止の承認を受けようとするときは、鏡石町木造住宅耐震改修促進事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前2項の申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、鏡石町木造住宅耐震改修促進事業内容変更等承認(不承認)通知書(第8号様式)により、速やかに補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、建築士の確認を受け、当該耐震改修工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに鏡石町木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第10号様式)
- (2) 領収書の写し
- (3) 中間確認以降の施工中及び耐震改修工事完了後の施工写真
- (4) 工事監理報告書の写し
- (5) 検査済証の写し(建築確認が必要なときに限る。)

(補助金の交付)

第14条 補助金は、規則第12条に規定する額の確定後に交付するものとし、概算払及び前金払は行わないものとする。

(指導及び助言)

第15条 町長は、補助事業者に対して補助事業の適正な施工のため必要な指導及び助言をすることができる。

(決定の取消し)

第16条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。